

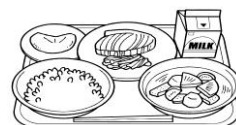
大津市外から転入される保護者の方へ

大津市教育委員会事務局 学校給食課

## 令和6年度 第3子以降の学校給食費の免除について（案内）

令和5年10月から多子世帯の子育てに対する経済的負担を軽減することで安心して子育てができる環境を整備するため、第3子以降の学校給食費の免除を下記のとおり実施しています。

学校給食費の免除を受ける場合には、申請書の提出が必要となります。（申請は毎年度ごとに必要となります。）  
対象となる方は、お手続きをお願いいたします。



### ■対象となる保護者について

次の①から④の全ての要件を満たしている保護者の方が対象となります。

- ①同一世帯で、18歳以下の子を3人以上養育していること。  
※18歳の子とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子をいいます。
- ②第3子以降の子が、大津市立小中学校の児童生徒で学校給食の提供を受けていること。
- ③生活保護（教育扶助）や就学援助で学校給食費の支援を受けていないこと。
- ④納付すべき学校給食費に滞納がないこと。

### 免除の対象となる児童生徒の具体例 ※( )は年齢 色が免除対象の子のカウント方法

例	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	免除対象となる児童生徒
①	勤労者(20)	大学生(19)	高校生(17)	中学生(14)	小学生(12)	小学生(12)
②	大学生(20)	高校生(18)	高校生(16)	中学生(15)	-	中学生(15)
③	高校生(18)	高校生(16)	私立中学生(14)	-	-	該当者なし（私立は対象外）
④	中学生(14)	小学生(8)	小学生(7)	小学生(6)	未就学児(4)	小学生(7) 小学生(6)
⑤	小学生(8)	小学生(6)	未就学児(3)			該当なし

### ■申請方法について

- ①「大津市第3子以降の学校給食費免除申請書」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。  
対象の児童生徒が複数いる場合、申請書は世帯で1枚にまとめてご記入ください。  
（申請書は市ホームページからダウンロードできます。右下のQRコードより市ホームページに接続できます。）
- ②申請書に記載した子のうち、大津市立小中学校に在籍している子と未就学児を除いた全ての子の現在有効な健康保険証の写し（コピー）を申請書裏面の指定の欄に貼り付けてください。  
（健康保険証の写し（コピー）に記載されている番号等は、マジックペン等で全て黒く塗りつぶしてください。）
- ③下記の「申請書の提出先」に申請書をご提出ください。  
**（注意）申請は、毎年必要になります。今年度に免除になった方も、来年度は改めて申請が必要になります。**

※申請書の記載については、裏面及び右下のQRコードより市ホームページにある記入例をご参考にしてください。



### ■申請書の提出先

学校給食課へ郵送もしくは直接、提出してください。

（郵送の場合）〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市教育委員会 学校給食課あてに郵送してください。

※封筒の表面に「第3子免除申請書在中」と記入してください。

（裏面あり）

